

## 市政への提言

(平成20年7月16日から8月6日受付分)

提言・意見	所管課等	対応状況
<p><b>50.</b> 市には、インターネットを利用できる施設がありません。</p> <p>調べ物をするときは、県立図書館まで行かなければならず不便です。無料であれば望ましいと思いますが、有料でも良いと思います。市役所や図書館、地区公民館に設置の検討をお願いします。印刷もできれば、一層便利です。</p>	<p>総務課 生涯学習課</p>	<p>公共施設へのインターネット端末整備については、インターネットを利用した、殺人等の犯行予告を掲示板に書き込む凶悪な事件が発生しているため、利用方法、利用時間、設置場所、セキュリティ対策など、安全面について十分検討し慎重に判断していく必要があります、市情報化計画の見直しの中で検討したいと考えています。</p> <p>なお、印刷については、著作権法により市立公民館や図書館等、市民が使用することを目的として設置されている自動複製機器（プリンター等）で複製することは禁止されています。</p>